

◇お知らせ◇

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業による**特例貸付**について
償還（返済）について知りたい方・お問い合わせ先

⇒ [新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付 償還に関するご案内（外部リンク）](#)

東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター 050-3099-0173

（受付時間：平日 9:30～17:30）

※申請受付は令和4年9月末をもって終了しました

生活福祉資金貸付事業

予約制

（東京都社会福祉協議会より受託）

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉の貸付制度です。

貸付の種類については下記をご覧ください。※ご相談はお電話で時間等を予約のうえ、お越しください。



貸付の種類

詳細およびパンフレットについては、[東京都社会福祉協議会のホームページをご覧ください。](#)
⇒ [東京都社会福祉協議会 生活福祉資金貸付事業（外部リンク）](#)

○福祉資金

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。

資金の申請前に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。また、貸付から返済完了までの過程で、民生委員による相談支援活動が行われます。

原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。申請から送金まで1ヶ月以上かかります。

○緊急小口資金

所得の少ない世帯に対して、医療費の支払いや火災などの被災、初回の給与まで・公的給付（雇用保険等）の支給開始まで等、緊急かつ一時的な出費等により生計の維持が困難となった世帯に、生活費の貸付を行います。

申請から送金まで最短でも5営業日かかります。

○教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校に修学するのに必要な費用を無利子にて貸付を行います。※未払い費用対象修学する本人が資金の借受人になり、世帯の生計中心者が連帯借受人となって貸付を行います。

資金の申請前に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。また、貸付から返済完了までの過程で、民生委員による相談支援活動が行われます。原則、申請から送金まで1ヶ月以上かかります。

○総合支援資金

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯を対象として、生活の建て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と、就職活動中の生活費等の貸付を行います。

原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けることに同意が必要です。また、申請から送金まで1ヶ月以上かかります。

○不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付する制度です。申請から送金まで数ヶ月かかります。



これらの貸付は、東京都社会福祉協議会の制度で、業務の一部を受託して実施しています。相談・申請にあたっては、生活状況の聞き取り、書類の提出、貸付の区分によっては、民生委員の面接や審査に時間を要するものがあります。また、貸付には一定の条件や収入要件等があります。まずはお問い合わせください。

問い合わせ

社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会 相談支援課 福祉資金係 TEL: 03-3964-0556
〒173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号 板橋区情報処理センター6階
相談受付時間：月～金 10:00～12:00 13:00～17:00（土日祝・年末年始休）

※細部にわたる内容の聞き取りがあるため、相談には時間を要します。あらかじめご了承ください。